

◆かみいた南未来会議（駅前空間）の活動状況

◆かみいた南未来会議を2回（11月・12月）開催しました。



《かみいた南未来会議とは？》

東地区の再開発事業で整備する駅前空間について、現在の上板橋の街の良いところを引き継ぎつつ、新しい時代に相応しい、緑豊かで多世代が交流できる駅周辺の将来像を地域の皆様と考えていくことを目的とした会議体です。

開催報告

- ◆第1回目は、4グループに分かれて上板橋駅南口周辺の街歩きを行い、上板橋の良いところ、残していきたいところ、駅前空間の活用方法等について意見を出し合いました。
- ◆第2回目は、第1回で挙げられた意見をもとに模型を使って将来の駅前空間のイメージを膨らませながら、活用方法等について更に具体的に意見交換をしました。



~~~~ 一緒に考えていきましょう! ~~~~

**かみいた南未来会議では、令和3年度にかけて引き続き駅前空間の検討を行っていきます。**

### 【お問い合わせ先】

板橋区 都市整備部 拠点整備課 上板橋駅南口まちづくりグループ（担当：平野、加藤、濱田）  
 （住所）板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所 南館5階 26番窓口  
 （電話）03-3579-2556 （FAX）03-3579-2129  
 （E-mail）t-k-machi@city.itabashi.tokyo.jp

上板橋  
駅南口  
駅前地区

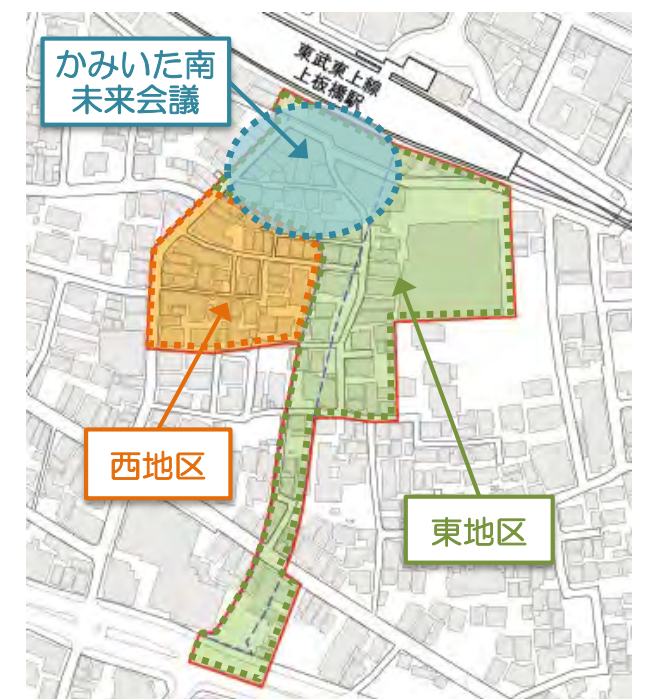
# まちづくりのお知らせ

板橋区 都市整備部 拠点整備課 令和2年12月発行

※このお知らせは、市街地再開発事業が都市計画決定されている上板橋駅南口駅前地区(約2.2ha)の皆さまにお配りしています。

## —上板橋駅南口駅前地区— まちづくりの活動状況についてお知らせします。

上板橋駅南口駅前地区では、安全で利便性の高い魅力あるまちの実現や災害に強いまちづくりを目指して活動していますが、令和2年度の各地区（東地区・西地区・かみいた南未来会議（駅前空間の検討））の活動状況について、地域の皆様にお知らせします。



### ●今後の事業スケジュール（予定）

| 地区名                     | 令和2年度                 | 令和3年度                                    | 令和4年度                                    | 令和5年度以降          |
|-------------------------|-----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------|
| 東地区<br>(再開発先行区域)        | 市街地再開発組合<br>設立に向けての検討 | 市街地再開発組合<br>設立認可                         | 権利変換計画認可                                 | 工事着工             |
| 西地区<br>(検討継続区域)         | 準備組合の設立<br>に向けての検討    | 事業手法の決定<br>市街地再開発<br>準備組合設立              | 市街地再開発組合<br>設立に向けての検討                    | 市街地再開発組合<br>設立認可 |
| 駅前空間<br>(かみいた南<br>未来会議) | 駅前空間の検討<br>公共施設整備説明会  | かみいた南未来会議<br>(第1回)<br>かみいた南未来会議<br>(第2回) | かみいた南未来会議<br>(第3回)<br>かみいた南未来会議<br>(第4回) | 駅前空間の<br>デザイン策定等 |



## ◆ 東地区準備組合（約 1.7ha）の活動状況

◆ 東地区準備組合においては、12月14日に東京都へ組合設立認可の申請を行いました。

### 状況報告

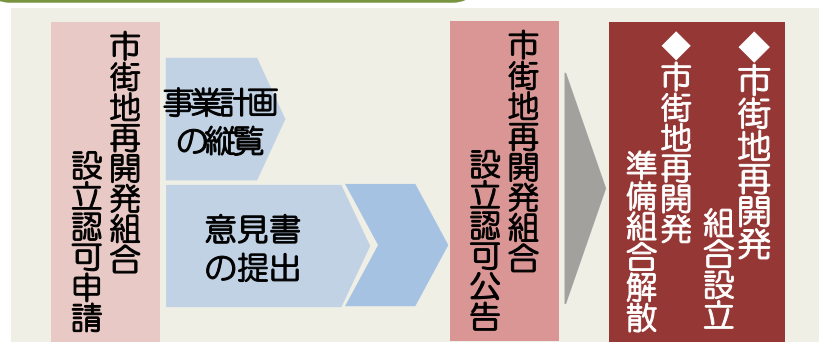
- ◆ 6月と8月に権利者説明会、9～11月にかけて個別説明を行い、多くの方から組合設立同意書の提出がなされました。
- ◆ 12月14日の臨時総会での組合設立認可申請の議決承認を経て、板橋区へ東京都知事宛の組合設立認可申請書が提出され、手続きを進めているところです。

R2.06.26権利者説明会資料より



【東地区イメージ図】  
今後、関係機関との協議等により変更される可能性があります。

### 今後の進め方



### 事業計画の縦覧・意見書の提出ができます

組合設立認可申請書が東京都で受理されると、都市再開発法第16条第1項の規定に基づき、事業計画の縦覧を行います。

**事業計画の縦覧：令和3年1月15日（金）から1月29日（金）まで**  
（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時）

○縦覧場所 板橋区 都市整備部 拠点整備課  
（板橋区役所本庁舎北館5階⑬窓口）

**意見書の提出※：令和3年1月15日（金）から2月12日（金）まで**

○提出先・郵送先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都 都市整備局 市街地整備部 再開発課  
（都庁第二本庁舎11階北側）

**意見書の提出先は東京都です。**

※ 当該事業に関係のある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する方は、この事業計画について意見がある時は、東京都知事に意見書を提出することができます。

**上板橋駅南口駅前東地区では、令和2年度に  
組合設立認可を予定しています。**

## ◆ 西地区協議会（約 0.5ha）の活動状況

◆ 西地区協議会においては、まちづくりの事業手法を市街地再開発事業と決定しました。

### 状況報告

- ◆ 西地区のまちづくりにおいて、今後の進め方としてふさわしい事業手法について、11月14日の第9回協議会にて特別議決を行いました。

#### 【結果】

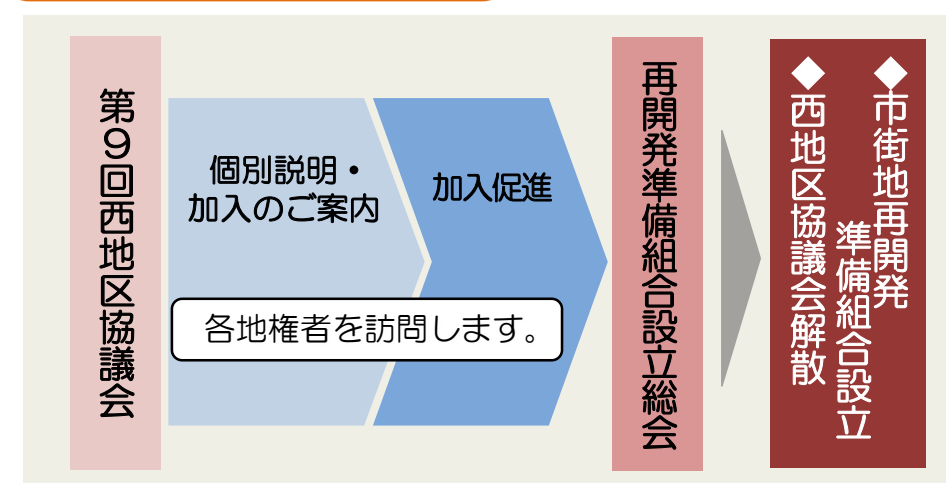
- 全協議会員24名のうち、  
出席者 18名（委任状出席者含む）  
欠席者 6名
- 出席者18名のうち、  
西地区におけるまちづくりの事業手法を『市街地再開発事業』とすることに対し、  
賛成者 18名（出席者全員）  
反対者 0名

西地区協議会会則第12条(1)より  
**全協議会員数の過半数の出席**  
を得て議決の成立が確認されました。

西地区協議会会則第12条(1)より  
**出席者の2/3以上の賛成**  
を得て承認されました。

よって、上板橋駅南口駅前西地区におけるまちづくりの事業手法は  
**市街地再開発事業**  
と決定されました。

### 今後の進め方



第9回協議会の開催内容のご説明や準備組合の加入のご案内等を個別に行っており、準備組合設立に向けて進めていきます。

**上板橋駅南口駅前西地区では、令和2年度に  
西地区準備組合設立を予定しています。**